

I live 安心サポート24会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

株式会社生活リスク研究所(以下、「当社」といいます)が運営するI live 安心サポート24(以下、「本サービス」といいます)は、会員規約(以下、「本規約」といいます)に従い、安心して快適な生活に役立つサービスの提供を目的としています。

第2条 (内容)

本サービスは、サービスの手配、紹介、特典およびサービス利用ツールの提供を行います。

第3条 (適用関係)

1. 本規約は、本サービスの提供およびその利用に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下、「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第4条 (定義)

1. 本サービスの提供を受ける会員(以下「会員」といいます。)とは、本規約に同意の上、当社所定の利用申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。会員の範囲はご契約ご本人または配偶者と同居の6親等内の血族・3親等の姻族となります。※婚姻歴のない別居の未婚の子も対象となります。
2. 当社は、会員に対して会員証としてI live 安心サポート24メンバーズカード(以下、「メンバーズカード」といいます)を発行します。
3. 入会申込者および会員が次のいずれかに該当すると判断した場合、当社は何らの責任を負うことなく、入会の拒否または退会を強制することができます。退会を強制する場合は、すでに納入された会費等の払い戻しは一切行いません。また、入会時に発行したメンバーズカードの返却に応じなければなりません。

- (1) 登録内容に虚偽が判明した場合。
- (2) サービスの利用料金等の支払い債務の履行を遅延した場合。
- (3) 本規約に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合。
- (4) その他当社が会員とすることを不適切と判断した場合。

第5条 (会費・会員資格期間および申込)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。会費の支払方法は以下によるものとし、入会お申込日と各支払方法の規約に基づく振替日にお支払いいただきます。
 - (1) 携帯電話キャリアが提供する決済代行サービス
 - (2) クレジットカード
2. 支払われた会費は当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取り消し・解除その他如何を問わず返還しないものとします。
3. 会員は、当社指定の方法により、入会の申込をするものとします。
4. 会員期間は、各月の1日からその当月の末日までの1か月間を会員期間とし、本サービスの提供を行うものとします。
5. 会員期間の開始は以下の通り判定いたします。
 - (1) 毎月25日までに当社にて利用申込が完了した分

・ 翌月1日を会員期間開始日とします。

(2) 毎月26日から末日までに利用申込が完了した分

・ 翌々月の1日を会員期間とします。

6. 当社所定の方法により、毎月25日までに退会のお申し出がない場合は、会員期間は自動更新され、会員期間内は前1項に基づく所定の会費をお支払いいただきます。

7. 会員会費は前1項の決済方法に対して毎月決済を行います。各支払方法の規約に応じた振替日にお支払いください。

8. クレジットカードの有効期限切れ等の理由で決済ができない場合は、翌月のサービスを提供しません。その後の決済処理が正常に処理されることで再びサービスを提供いたします。

第6条 (会員の変更)

会員等は、当社に届け出た申込情報に変更があった場合は、当社所定の方法により速やかに変更の手続きを行うものとします。また申込情報の変更は会員等からの申し出により行います。

第7条 (退会・ 会員資格の取り消し)

1. 会員等が退会を希望する場合は、当社指定の方法により退会申請をするものとします。

2. 前項による会員の退会日は、以下のとおりとします。

(1) 退会申請日が1日から25日までの場合

・ 同月末日が退会日となります。

(2) 退会日が26日以降同月末日までの場合

・ 翌月末日が退会日となります。

3. 会員等が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 入会申込時に虚偽の申告をした場合

(2) 本規約または諸規定の定めを違反した場合

(3) 悪質ないたずら等で本サービス業務に支障をきたした場合

(4) その他、当社が会員として不適切とみなした場合

第8条 (禁止行為)

会員等は、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 本サービスの内容および全国共通フリーダイヤルを利用資格のない第三者に知らしめ、サービスを提供させる行為

2. 本サービスを営利目的で利用する行為、本サービスを通じて営利を得る目的の行為

3. パンフレットに記載されている内容を超越するサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為およびそれに類する行為

4. 本サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為

5. 本サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為

6. 本サービスに係わる個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為

7. 政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに類する行為

8. 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為

9. 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為

10. その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し不適切と判断される行為

第9条 (問題解決)

会員等は、本サービス提供会社（以下「提供会社」といいます。）の過失、業務不履行等により損害を受けた場合、自らの責任と負担において問題解決にあたるものとし、速やかな問題解決のため努力するものとし、

第10条（免責）

1. 当社は、会員等が本サービスの利用によって生じた会員の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、一切の責任を負いません。
2. 当社は、会員等がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等について、一切の責任を負いません。
3. 情報の利用について、これを会員等に強制するものではなく、利用した責任は会員等に帰属するものとし、
4. 当社はその状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。
5. サービス対象物件が店舗・事務所等、居住用ではない場合、一部利用できないサービスがあります。

第11条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、会員等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他の法令を遵守し、必要な保護処置を講じたうえで、以下のとおり取り扱うものとし、
2. 会員等が本サービスの提供を受けるために自ら告知する以下の個人情報を取得します。
 - (1) 姓名、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス等
 - (2) 利用内容、申込内容等
3. 前項で取得した個人情報を以下の目的のために利用します。
 - (1) 本サービスの目的達成
 - (2) 本サービスの提供
 - (3) 利用実績の集計 など
4. 当社は、前項第2号の目的の範囲で機密保持契約を結んだ提供会社に個人情報を預託し、預託を受けた提供会社は同様の範囲で個人情報を利用します。

第12条（規約の追加・変更）

本サービスは、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員等の承諾または会員等への事前通知なく本規約を追加・変更できるものとし、

第13条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することを禁止します。

第14条（管轄裁判所）

本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします

第2章 自転車ロードサービス

第15条（自転車ロードサービス）

後記I live 安心サポート24自転車ロードサービス規約に準じます。

第3章 付帯保険サービス

第16条（傷害保険）

会員は、当社が契約するあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の団体総合生活補償保険が自動付帯されます。なお当該保険の詳細については、後記「I live 安心サポート24付帯保険」に準じます。

I live 安心サポート24 自転車ロードサービス規約

第1条 [規約の目的等]

この規約は、株式会社生活リスク研究所(以下、「当社」といいます。)の提携するサービス業者が、サービス利用者に対して提供する自転車ロードサービス(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。サービス利用者は、この規約を承認の上、サービスの提供を受けることができます。

第2条 [対象自転車]

このサービスで対象とする自転車は、会員が現に使用している自転車とし、所有者を問いません。ただし、自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用中の自転車は対象となりません。

第3条 [サービスの提供期間]

1. サービスの提供期間は、会員期間とします。なお、会員期間の途中で解約・解除された場合、または失効となった場合、当社は解約・解除日または失効日以降、サービスの提供を行いません。
2. 当社は、ご契約者およびサービス利用者に事前に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができます。

第4条 [サービス利用者の範囲]

サービス利用者は、会員様とします。

第5条 [サービスの内容]

1. このサービスにより、対象自転車が自力走行不能な状態となった場合に、対象自転車を自力走行不能な状態となった場所(自力走行不能となった場所から対象自転車を移動後に自転車ロードサービスデスクに連絡を行なった場合は、当該移動先を自力走行不能となった場所とみなします。)からサービス利用者の指定する場所まで搬送します。
2. このサービスは以下のとおりとします。

提供時間	24時間365日
提供地域	日本国内のみとします。(ただし、一部離島など対象外の地域もあります。)
無料搬送距離	40kmまで

第6条 [ご利用上の条件]

1. サービスの提供は、会員が最初に入会した月(以下基準月)から1年間に4回を限度とします。会員が1年間の間に退会と入会を行ったとしても、この基準月は変わりません。
2. 第5条[サービスの内容]に規定する無料搬送距離を超過した場合にかかる費用は、サービス利用者のご負担となります。
3. サービス利用者が未成年者の場合は、サービス提供者による親権者の同意確認が必要となります。
4. サービス提供者は、サービス利用のご連絡をいただいた際、聞き間違いを防ぐなどサービスの提供を適切かつ円滑に遂行するために、通話記録を保存する場合があります。
5. 交通事情、気象状況などにより、サービスの提供に時間がかかる場合、またはサービスの提供ができない場合があります。時間を要したこと、またはサービスの提供ができなかったことでサービス利用者には何らかの損害が発生しても、当社およびサービス提供者ならびにサービス実施業者は一切の責任を負いません。

第7条 [サービス利用者の義務]

1. 警察への届出が必要な事故のとき、警察への届出が未済の場合や、車両の移動などについて警察の許可を受けていない場合などサービスの提供ができない場合があります。
2. サービスをご利用の際には、現場作業時にサービス利用者の立会いが必要となります。現場での立会いができない場合は、サービスの提供ができない場合があります。
3. サービス利用者は、サービス提供者およびサービス実施業者に対して、サービスの提供に必要な協力を行わなければなりません。協力をいただけない場合、サービスの提供ができない場合があります。
4. なお、サービスを提供した後に、サービスの対象ではないことが判明した場合、お申し出の情報がサービスご利用時またはご利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明した場合、またはサービスの利用に必要な会費の未払いが解消されない場合は、サービスの提供に要した一切の費用はサービス利用者のご負担となります。

第8条 [サービスの提供ができない場合]

1. 自力走行不能な状態となった原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。
 - ①対象自転車の盗難・紛失（部品を含む）
 - ②対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難、または対象自転車の不具合等により錠の解除ができない場合（付随の鍵も同様）
 - ③サービス利用者の故意または重大な過失
 - ④サービス利用者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑩航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送中の事故
2. 次のいずれかに該当する間に自力走行不能な状態となった場合には、サービスの提供ができません。
 - ①自力走行不能となった場所が自宅から半径2km以内の場合
 - ②競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習
 - ③自転車の性能試験を目的とした試運転における運転
 - ④上記②、③に掲げるいずれかのことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転
ただし法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自転車を用いて上記②、③のいずれかのことを行っている間は除きます。
 - ⑤道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自転車を運転している間
 - ⑥麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転している間
3. 以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。
 - ①サービス利用者から自転車ロードサービスデスクへ事前のご連絡が無い場合
 - ②サービスを提供する際に使用する道路あるいは地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工用道路、レースまたはラリーを目的とする場所等）、自然保護または環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、また、出動車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）および自然災害により危険が

予知される地域や作業が困難な場所である場合

③対象自転車は違法改造または後付パーツを装着している、もしくは自転車の形状により、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となるような自転車である場合

④対象自転車は道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第9条の3で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合

⑤対象自転車は道路交通法施行規則第9条の4で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（政令に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合

⑥対象自転車は道路交通法第62条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合

⑦サービス利用者が本規約に違反した場合、またはサービス提供業者が、サービス利用者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第9条 [個人情報の提供および利用への同意]

サービス利用者は、当社およびサービス提供業者がサービスを提供するため、サービス利用者に関する情報（住所、氏名、電話番号、生年月日、その他サービス利用資格の有無を判断するための情報等）を必要に応じた範囲内でサービス提供業者に対して提供すること、サービスの記録および利用状況を当社、サービス提供業者またはサービス実施業者との間で相互に提供し利用することに同意するものとします。

第10条 [サービスの提供に伴う損害]

サービスの提供に伴い、対象自転車の破損、人身事故その他の損害が発生した場合において、当社およびサービス提供業者は、故意または重大な過失がない限り、それらの損害に対する賠償責任を負わないものとします。

第11条 [サービスの内容の変更]

当社は、サービスの内容を予告なく変更できるものとし、その効力は、当社のホームページへの掲載後に発生するものとします。

第12条 [代位]

当社およびサービス提供業者は、サービスの費用を第三者に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに関する費用の額を限度とし、かつ、サービス利用者の権利を害さない範囲で、サービス利用者がその者に対して有する権利を取得します。

第13条 [訴訟の提起]

この規約に関する訴訟については、当社本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条 [準拠法]

この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

補償の概要

I live 安心サポート24付帯保険は被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に自転車に係る急激かつ偶然な外来の事故（※）によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払する保険です。

※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突、接触した事故をいいます。

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間（180日）内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数（180日）が限度となります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p>
傷害手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間（180日）内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術 歯科診療固有の診療行為 <p>② 先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。 	<p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① 自転車をを用いて競技等（*）をしている間（③に該当しない「自転車をを用いて道路上で競技等（*）をしている間」を除きます）</p> <p>② 自転車をを用いて競技等（*）を行うことを目的とする場所において、競技等（*）に準ずる方法・態様により、自転車をを用いている間（③に該当しない「自転車をを用いて道路上で競技等（*）に準ずる方法・態様により、自転車をを用いている間」を除きます）</p> <p>③ 法令による許可を受けて一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車をを用いて競技等（*）をしている間または競技等（*）に準ずる方法・態様により自転車をを用いている間。（*）競技等とは、競技、競争、もしくは興行またはこれらのための練習をいいます。</p> <p>(3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2についても保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任危険保険金</p>	<p>被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みません。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>免責金額(*) (0円)</p> </div> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1 事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※ 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

【被保険者（補償の対象となる方）】

会員様（サービスの提供を受ける人）ご本人、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子さまとなります。

（注）個人賠償責任補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

【補償開始日時・保険期間】

live 安心サポート24会員期間開始日の午前0時から補償開始となり、会員期間中補償が継続されます。

（注）なお、購入後、「live 安心サポート24」を解約された場合は、live安心サポート24会員規約の7条2項の退会日の翌日1日午後4時をもって補償は終了します。

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先> あんしん24受付センター 0120-985-024（24時間365日通話料無料）

【お申込みにあたってのご注意】

- ・live 安心サポート24付帯保険は保険契約者を株式会社生活リスク研究所、引受保険会社をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とする団体総合生活補償保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
- ・上記補償内容については概要を説明したものであります。詳しくはあいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページにある団体総合生活補償保険普通保険約款・特約をご確認ください。（<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>）なおご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社生活リスク研究所は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

- I. お客さまよりご利用を受けた各種サービスを提供するため
- II. お客さまに対して各種営業情報および販促品を提供するため
- III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客さまと接触する必要が発生した際のため
- IV. お客さまから頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- V. 傷害保険サービスの提供会社であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスのご案内のため また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細についてはあいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ（<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先

【I live 安心サポート24の運営全般について】

株式会社生活リスク研究所

TEL : 0 1 2 0 - 2 8 4 - 0 0 7 (24時間365日通話料無料)

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

金融法人 第一部 営業第一課

〒103 - 8250 東京都中央区日本橋3 - 5 - 19

TEL : 03 - 5202 - 6500 (9 : 00 ~ 17 : 00 土日祝・年末年始除く)

(2016 年11 月) A16-103284

【改定履歴】

2017/02/01 ロードサービスの適応拡大

I live安心サポート24 自転車ロードサービス規約 第5条 [サービスの内容] 第2項

旧 : 40kmまで (自宅から半径2km以内の場合サービス対象外)

新 : 40kmまで